

1 計画の基本理念

この自然豊かな、住み慣れたふるさとで高齢者になっても心豊かに、元気で暮らせるように、介護保険サービスをはじめとして、様々な高齢者施策を推進し、安心して住み続けられるよう支援していきます。

また、今後、団塊の世代が 75 歳以上になる、2025年問題も間近に迫っており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

このような社会情勢において、高齢者一人ひとりが、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、包括的な支援体制の整備や総合的な介護予防の推進、そして必要に応じた適切な介護サービスの提供が必要となります。

しかし、高齢者の増加に伴い、介護サービスの安定的な提供は難しい状況となってきており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、高齢者自らが健康づくりや生きがいづくりに取り組む「自助」、それを地域で支え合い、助け合う「共助」、そしてその取り組みを促進する「公助」が一体となり、取り組みを推進することが必要です。

本計画は、高齢者のための福祉・介護など、日常の暮らしに関わる総合的な計画であり、前計画の基本的な考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、施策および取り組みを積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに元気で暮らそう」とし、第9期、第10期を見据えた段階的な取り組みを推進していきます。

**自然豊かなふるさとで
いつまでも心豊かに元気で暮らそう**

2 基本目標

(1) 生涯にわたる健康・生きがいづくり

高齢期になると、生活形態もこれまでとは大きく変わり、その中でも健康で生きがいを持ち、充実した生活を送ることが重要です。そのためには、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりの推進や社会参加を促進する体制づくりを目指します。

また、地域活動等への参加や多様な人々との交流の促進、介護予防・日常生活支援総合事業など通じ、高齢者が支え合う環境を整備し、地域における主体的な介護予防事業を促進します。

(2) お互いにいたわる高齢者福祉の充実

今後は、地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人や子ども等への支援を含む「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備するとともに、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手や資源の創出等を図る「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や多様な関係主体が連携する「協議体」が協働し、適切なサービス提供を行うコーディネート機能を強化することで、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への負担を軽減するための支援を行い、在宅介護の充実を図るとともに、在宅介護の家族を地域全体で支える環境づくりに取り組みます。

(3) 安全・安心な暮らしが実現できる地域づくり

住民が抱える問題は多様化する中、関係機関が連携した包括的な視点体制の充実が求められています。また、在宅介護の需要も今後高まることが予想され、在宅における介護と医療の連携が必要です。

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能向上に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化し、介護・医療サービスの一体的な実施を推進し、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

また、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれ、高齢期以前から認知症を患う人への支援も求められており、認知症施策をより一層推進していくことが必

要であり、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症に関する正しい知識の普及啓発の推進、地域における認知症ケアの方法の周知等を行い、認知症の人にやさしい地域の実現を目指します。また、認知症高齢者が暮らす家庭が抱えている問題の支援に向け、チーム体制による早期支援に臨みます。

さらに、緊急・災害時に迅速に対応するため、地域における支援体制の強化に努めるとともに、防犯体制については、高齢者虐待などの犯罪等に関する注意喚起や相談活動等、適切な対応を行います。

（４）質の高い介護サービスの提供

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、介護保険サービスの質の向上と制度の信頼性の確保に努めます。

また、制度の持続可能性を確保するため、多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を養成・確保するとともに、ICT等を活用した介護現場の環境改善による業務の効率化を図り、介護職に従事する方々の離職防止・定着促進のため、様々な制度の利用を検討し、働きやすい環境の整備に取り組みます。

なお、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、介護に関する入門的研修等を受講するために要する経費に対し、補助金を交付するなど、介護現場の人材確保の対策を強化してまいります。

3 本計画で重点的に取り組む事項

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の尊厳の保持や、地域が高齢者を見守り支えるシステムの一環である、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要となります。

その基盤として、高齢者の住まいを確保し、介護、医療、予防及び生活支援が柔軟に組み合わせられることが重要となります。また、介護保険法の改正や国の示す指針においては、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」が明記される等、さらなる介護予防の推進も重要な課題となっています。

高齢化の進展状況には大きな地域差があり、2025年に向かい高齢者人口が急増する都市部と異なり、町の高齢者人口は令和2年度をピークに、その後は緩やかに減少すると予想されています。しかしながら、支える側である生産年齢人口の急激な減少が大きな課題となっており、現在、町では、様々な人口流出抑制や移住・定住促進対策に取り組んでいます。また、高齢者福祉・介護の分野においても、サービスの提供が主である現状の仕組みを改善し、住民同士がお互いに支え合う地域づくりに、より一層取り組む必要があります。

社会変動に揺るがない安定した生活を持続させるため、地域住民と地域の医療・保健・福祉等、様々な担い手が広くつながり高齢者を支え、また、高齢者自身も豊富な知識と経験を生かし地域を支える担い手となる地域包括ケアシステム構築の視点から、次の事項を重点的な取り組みとして推進します。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係者が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する必要があります。

そのため、関係者間の顔の見える関係づくりに一層取り組み、情報共有の円滑化を図るとともに、多職種の協働による在宅医療・介護連携を推進します。

(2) 認知症施策の推進

認知症高齢者が増加していくと推測される中で、認知症高齢者に対する地域での支援の充実を図っていきます。認知症予防の取り組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、地域で認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築します。

たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域でいつでも安心して必要なサービスの提供を受けられるよう、認知症施策の推進を図り、地域に密着したサービス提供体制の充実を目指します。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

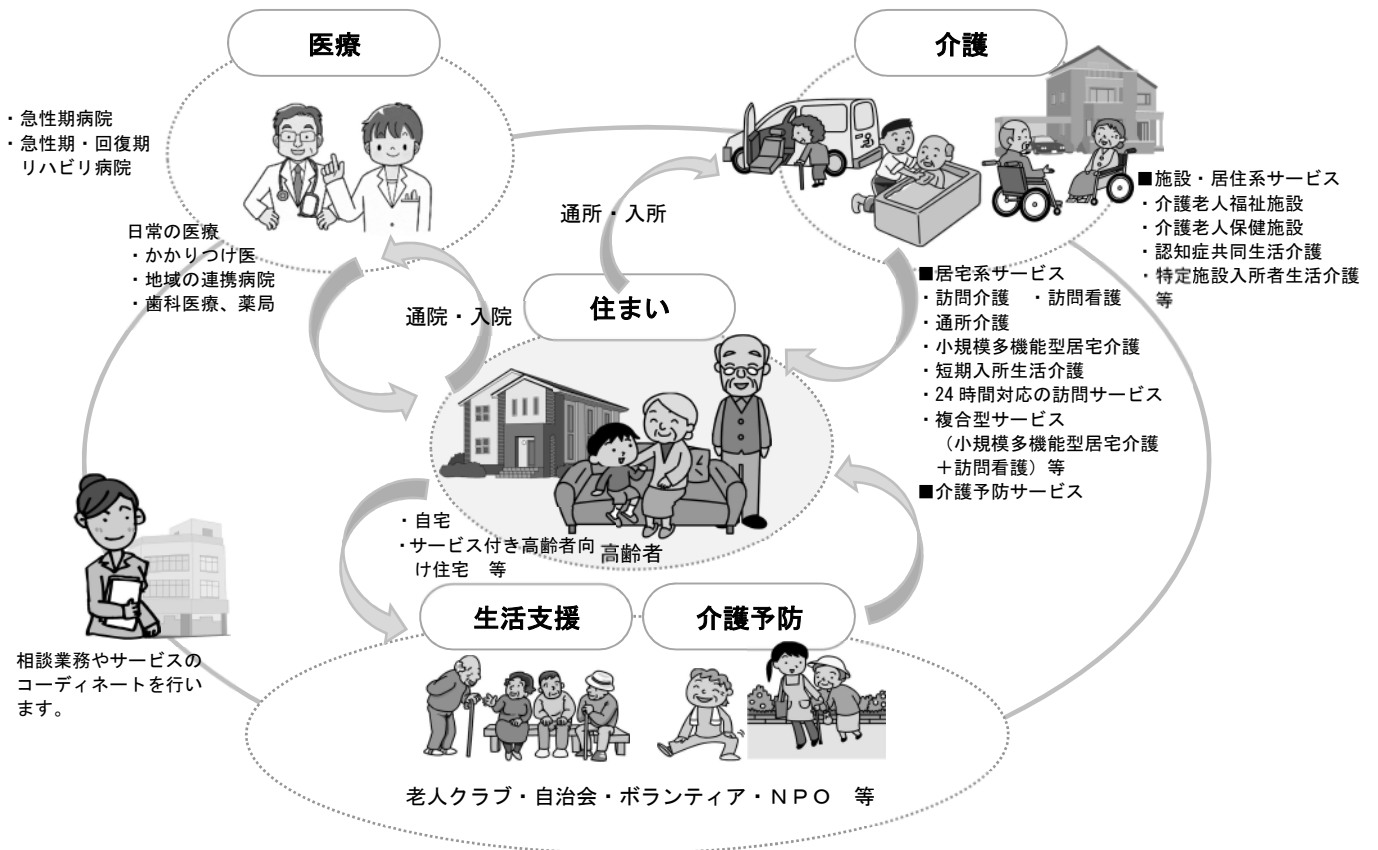
高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯が問題となり、生活支援や地域での見守りや支え合いを強化していくことが必要とされています。また、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする、様々なサービスを高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能の強化を、地域包括支援センターとも連携を図りつつ実施します。

(4) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議を開催し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換、地域資源の状況や、不足しているサービスなどの地域課題に取り組み、地域への展開に向けて取り組み、地域包括ケアシステムを推進します。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進イメージ

地域包括ケアシステムとは、深刻な高齢化が進むこれからの地域社会において、多様化する高齢者の生活ニーズに対して、柔軟なサービスを提供するために、介護・福祉・医療・保健の関係機関及び施設が連携して、一体的な福祉サービスを提供するための仕組みです。

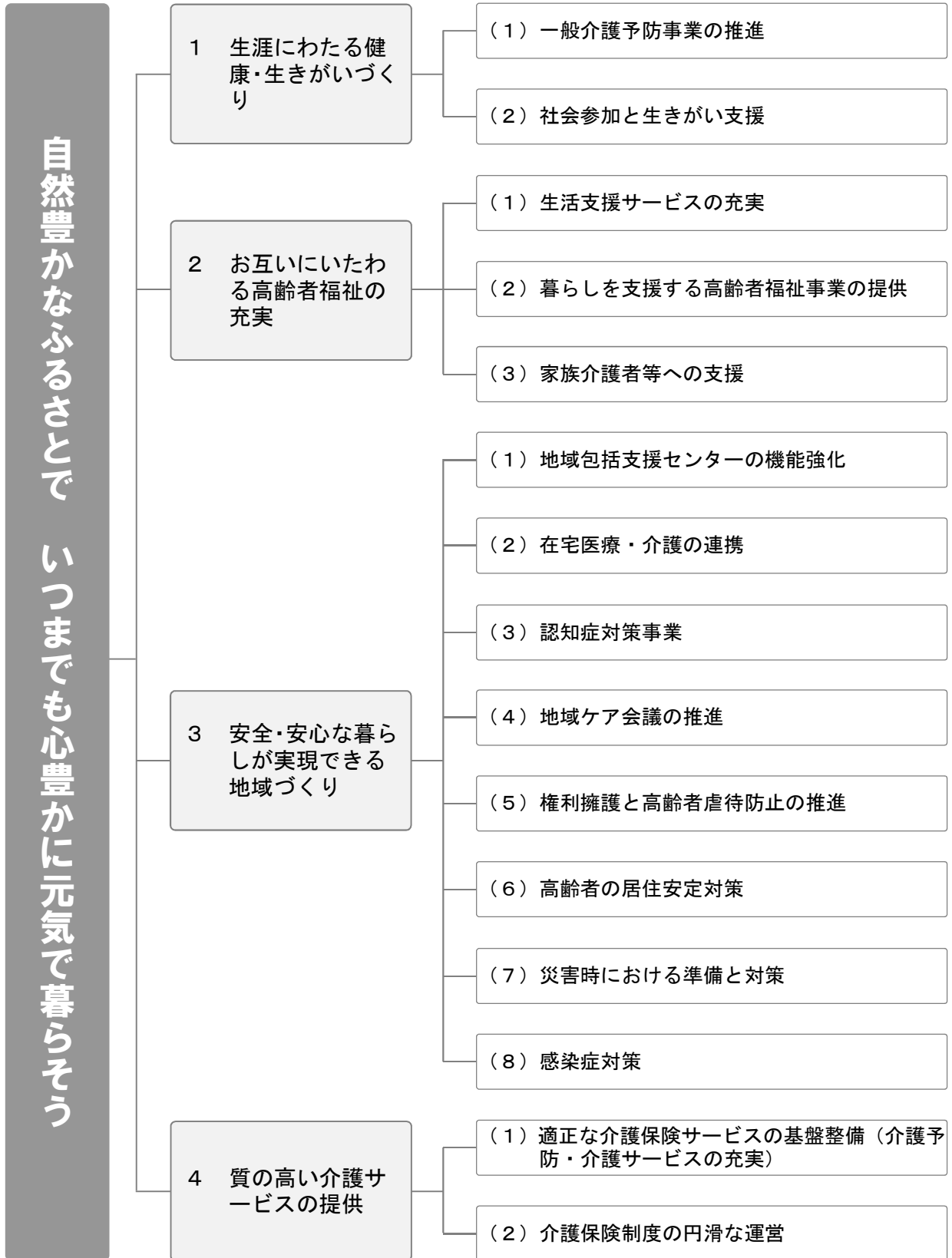


5 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



6 本町における日常生活圏域

日常生活圏域の設定に関しては地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付サービス等を提供するための施設の整備状況を総合的に勘案し、保険者ごとに定めることになっています。地域密着型サービスの提供は、日常生活圏域別に行います。本町では日常生活圏域を1つと設定しています。